

住宅関連助成制度等一覧【つくばみらい市】

R8.4.1

※この一覧表がすべての内容を網羅できている訳ではございません。
必ず各助成事業のホームページ又は各市町村担当課へお問い合わせの上、詳細をご確認頂きますようお願い致します。

リフォーム関係

事業名称	事業概要	担当課	連絡先(内線)
つくばみらい市障害者等日常生活用具支給等事業	障がい者等が、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、必要な支援を行い、福祉の向上を図る。	社会福祉課	0297-58-2111(内線4102)

空き家関係

事業名称	事業概要	担当課	連絡先(内線)
つくばみらい市空家活用補助金交付事業(改修工事)	空家等の利活用の推進と、増加する空家等への対策の一環として、空き家バンクの物件購入者または賃借人に対して物件の改修工事費を補助する。	住まい開発政策課	0297-58-2111(内線5405)
つくばみらい市空家活用補助金交付事業(家財処分)	空家等の利活用の推進と、増加する空家等への対策の一環として、空き家バンク物件の登録者または賃借人に対して登録物件内の家財等の処分費を補助する。	住まい開発政策課	0297-58-2111(内線5405)
つくばみらい市老朽空家の認定事業	老朽空家と認定された空き家を解体することで、住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例を3年間適用させることで空家の解体を促進し生活環境の保全を図る。	住まい開発政策課	0297-58-2111(内線5405)
つくばみらい市空家解体補助金交付事業	老朽化等により周辺の生活環境の保全に著しく有害となる空家等の解体を促進するため、その解体に要する費用の一部を補助する。	住まい開発政策課	0297-58-2111(内線5405)

耐震診断・改修関係

事業名称	事業概要	担当課	連絡先(内線)
木造住宅耐震診断士派遣事業	昭和56年以前の耐震基準(旧耐震基準)に基づき建てられた木造住宅について、木造住宅耐震診断士を派遣する。	住まい開発政策課	0297-58-2111(内線5402、5404)
木造住宅耐震補強補助金事業	昭和56年以前の耐震基準(旧耐震基準)に基づき建てられた木造住宅の耐震改修設計及び耐震改修工事又は建替えを行う費用の一部を補助する。	住まい開発政策課	0297-58-2111(内線5402、5404)

その他

事業名称	事業概要	担当課	連絡先(内線)
危険ブロック塀等撤去補助金事業	危険ブロック塀等の倒壊による被害を防止するため、危険ブロック塀等を撤去するための経費の一部を助成する。	住まい開発政策課	0297-58-2111(内線5402)
民間賃貸住宅家賃補助金交付事業	市内の民間賃貸住宅に入居し、公営住宅の入居基準を満たしている方へ、家賃の一部を補助し、居住の安定を図る。	住まい開発政策課	0297-58-2111(内線5406)
公共下水道普及促進事業	排水設備に対する改造資金融資額あっせん及び利子補給を行う。	上下水道課	0297-58-2111(内線5303)
浄化槽設置事業費補助金	生活排水による公共用水域の水質汚濁防止のため浄化槽設置者に交付する。	上下水道課	0297-58-2111(内線5303)
つくばみらい市自立・分散型エネルギー設備導入促進事業費補助金	住宅等における再生可能エネルギーの導入促進を図るため、太陽光発電設備(発電出力10kW未満のものに限る。)と接続する未使用の蓄電システムを導入した方を対象に、設備の購入費、工事費の一部を予算の範囲内において補助する。	生活環境課	0297-58-2111(内線3302)